

人権が侵害されたと思ったら… 一人で悩まず相談しましょう

人権啓発に
関する
講演会や
講座の実施



人権の花運動
などの
人権擁護委員
活動の支援

人権啓発に
関する資料の
作成・配布



人権啓発
パネル等の
展示

【人権問題に関する相談】

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110 (フリーダイヤル)

※いずれも受付時間は 平日8:30~17:15

お問い合わせ 長崎地方法務局人権擁護課

☎ 095-820-5982

【夫婦問題、DV、セクハラに関する相談】

アマランス相談(配偶者暴力相談支援センター)

☎ 095-826-4417

一般相談 ※予約優先

毎日 10:00~12:00 / 13:00~16:00

水曜夜間電話相談 (祝日を除く) ※予約優先

水曜日 18:00~20:00

心の健康相談 ※予約優先

月2回 13:00~16:00

法律相談 (祝日を除く)

※一般相談後、要予約

金曜日 13:00~16:00

※いずれも年末年始を除く

知らないことが
差別につながる
かも?!



長崎市人権イメージキャラクター ヒマワリさん

長崎市

印刷 令和6年3月
編集・発行 長崎市民生活部人権男女共同参画室
電話 095-826-0026
E-mail jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp
印刷業者 社会福祉法人 恵風会

※この冊子は障害者の自立支援のため、障害者支援施設等に
発注して作成しました。

「人権」って何? 知らないことが差別につながる?!

人権とは、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに誰もが持っている大切な権利です。

でも、「人権って難しい話だなあ」、「自分には関係ないな」と思っていないか?

想像してみましょう。出身地や国籍、生まれ持った性別や障害の有無…

もし、あなたが自分ではどうにもならないことで差別されたら?

こんな出来事がありました

1 お付き合いしている人からプロポーズされて嬉しい♡一緒に私の両親に挨拶に行く約束をしたよ!

2 両親は彼のこと気に入ってくれたみたい!

彼はステキな人ね! 2人で幸せになってね。

3 しばらくして…

やっぱり結婚には反対だ。

4 どうして?

そういえば、挨拶の時に出身地について詳しく聞かれたなあ。

結婚することになったから、相手の親が身元調査※をしたのかな? よくある話じゃないの?何が問題なの?

同和問題について を見てみよう

性的少数者のかたは心の内を話すのに勇気があるんだ…。当事者のかたの力になりたい!

性的少数者について を見てみよう

性的少数者のかたは心の内を話すのに勇気があるんだ…。当事者のかたの力になりたい!

性的少数者について を見てみよう

1 新しいお友達ができ嬉しいな!でも…

彼女がいるのが聞かれたけど、なんて答えよう…。

2 同性のパートナーはいるけれど、このことを話したらどう思うだろうか。

3 打ち明けて、もし避けられることになったら どうしよう…。

4 結局打ち明けることができなかった…。

本当は、もっといろいろ話をしたいけれど、どう思われるのが怖くて…。隠し続けるしかないのかな。

同和問題について

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別です。

同和地区と呼ばれる地域の出身者が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今でも差別を受けるなどしている我が国固有の人権問題です。

今でも同和問題は続いています

最近でも、同和地区の出身者であるとして差別や誹謗中傷、差別につながるおそれがある行為がなされるなどの問題が起っています。

たとえば

- インターネット上で、不当な差別につなげようとする目的で、特定の地域を同和地区として書き込み、情報拡散する。
- 不動産取引を行う時、同和地区でないか問い合わせを行う。
- 就職や結婚などにおいて、身元調査※をしてその人や家族の出身地により、採用しなかったり、結婚や交際を反対する。

※身元調査とは、結婚や就職などの際に、本人の知らないところで第三者が本籍や家庭環境等の情報を調べることです。

身元調査を目的とした住民票などの不正取得はたびたび発覚しており、プライバシーの侵害や人権侵害につながるおそれがあります。

長崎市民の意識は？

Q あなたは、被差別部落（同和地区）への差別意識はまだあると思いますか？

まだあると思う・どちらかと言えば、あると思う **37.6%**

もうないと思う・どちらかと言えば、ないと思う **36.9%**

（令和2年度人権に関する市民意識調査報告書より抜粋）

あるとないと割合は同じ位だね。

「部落差別の解消の推進に関する法律」により、今でもなお存在している部落差別は決して許されないものであり、その解消が重要な課題であるとされています。

私たちができることは？

正しく知ろう！

今でもなお部落差別があること、決して差別は許されないことを正しく理解しましょう。

人格や尊厳を傷つける行為です。

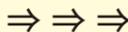
本人通知制度に登録しませんか

長崎市では、住民票や戸籍などの証明書を第三者に交付した場合に、事前登録者にお知らせする制度を実施しています。

本人通知制度は、証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止することを目的としています。

登録、通知について手数料はかかりません。

詳しくはコチラ



第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現



すべての人の人権が尊重され、一人ひとりがお互いの人権に配慮した行動がとれる社会を実現するために、人権教育や啓発を市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいきます。

女性

子ども

高齢者

障害者

外国人

同和問題

感染症患者等

性的少数者

犯罪被害者等

その他

長崎市が取り組んでいる個別の人権課題

性的少数者について

約10人に1人は性的少数者であるという民間の調査結果もあります。性的少数者はあなたの身近にいるかもしれません。あなたは当事者の思いや悩みなどを考えたことがありますか？

性的少数者とは

「生まれた時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々のことです。

レズビアン

L (女性同性愛者) 女性を恋愛感情・性的感情の対象とする女性

ゲイ

G (男性同性愛者) 男性を恋愛感情・性的感情の対象とする男性

バイセクシュアル

B (両性愛者) 両性を恋愛感情・性的感情の対象とする人

トランスジェンダー

T 生まれた時の身体の性と異なる性を自認している人

Q+：クエスチョニングなど（自分の性的指向や性自認がわからない、はっきりしていない人など）

他にもさまざまなセクシュアリティがあり、そのあり方は多種多様です。

性的少数者は生きづらさを抱えています

当事者の中には自身の性的指向や性自認に気づき、悩む人もいます。また、日常で様々な生きづらさを抱えています。セクシュアリティを知られる恐怖から、打ち明ける(カミングアウトする)ことができない人も多いようです。

たとえば

- 他の人に身体を見られる心配から、学校の更衣室やトイレが使いづらい。
- 就職活動の際、性的指向や性自認をカミングアウトしたところ、面接を打ち切られた。
- パートナーが入院したが、病院での付き添いや看護をさせてもらえなかった。

当事者に対する理解不足や、困難や悩みを知らないことが、偏見や差別につながったり、相手を傷つけることになりかねません。

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆるLGBT理解増進法が施行され、私たち一人ひとりに性的指向や性自認が多様であることへの理解が求められています。

私たちができることは？

正しく知ろう！

多様な性があること、性的少数者のことを正しく理解しましょう。

当事者は身近にいると考え、困っていることがないか、決めつけていることはないかなど、意識してみましょう。

アライ(Ally)になろう！

アライとは自分自身は性的少数者ではないけれど、性的少数者の人たちの活動を支持したり、理解、支援している人たちのことです。

アライが一人でも増えることで、当事者の生きづらさの解消につながります。

長崎市ではパートナーシップ宣誓制度を導入しています！

性的少数者の人々が感じている、生きづらさの解消につながる取組みとして、性的少数者のカップルがその関係性を市長に宣誓した事実を証明する制度です。

詳しくはコチラ



知らないことが差別につながるかも？

「知らなかった」「そんなつもりじゃなかった」で相手を傷つけてしまっただけでは、取り返しはつきません。私たちができることは、人権問題について正しく知ること、そして差別をしない、差別につなげないことです。

一人ひとりが、日々、少しでも人権について考えることで、差別のない社会に近づくのではないのでしょうか。

人権について、もっと知りたいと思われたら、法務省のホームページをご覧ください！

